

京都市特定非営利活動促進法の施行に係る様式を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）、京都市特定非営利活動促進法施行条例（以下「条例」という。）及び京都市特定非営利活動促進法施行細則（以下「規則」という。）の施行に係る様式を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第2条 法第10条第1項に規定する申請書は、設立認証申請書（第1号様式）によるものとする。

(縦覧期間中の補正)

第3条 法第10条第4項の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書（第2号様式）により行うものとする。

(設立登記の完了の届出)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書（第3号様式）により行うものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、役員変更等届出書（第4号様式）により行うものとする。

(定款の変更の認証申請等)

第6条 法第25条第4項に規定する申請書は、定款変更認証申請書（第5号様式）によるものとする。

2 法第25条第6項の規定による届出は、定款変更届出書（第6号様式）により行うものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第7条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款の変更の登記完了提出書（第7号様式）により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書（第8号様式）により行うものとする。

(解散の認定の申請)

第9条 法第31条第2項の規定による認定の申請は、解散認定申請書（第9号様式）により行うものとする。

(解散の届出)

第10条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書（第10号様式）により行うものとする。

(清算人の届出)

第11条 法第31条の8の規定による届出は、清算人就任届出書（第11号様式）により行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第12条 法第32条第2項の規定による認証の申請は、残余財産譲渡認証申請書（第12号様式）により行うものとする。

(清算終了の届出)

第13条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書（第13号様式）により行うものとする。

(合併の認証申請)

第14条 法第34条第5項において準用する法第10条第1項に規定する申請書は、合併認証申請書（第14号様式）によるものとする。

(合併登記の完了の届出)

第15条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書（第15号様式）により行うものとする。

(認定の申請)

第16条 法第44条第2項に規定する申請書は、認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書（第16号様式）によるものとする。

(認定の有効期間の更新申請)

第17条 法第51条第5項において準用する法第44条第2項に規定する申請書は、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書（第17号様式）によるものとする。

(認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更の届出)

第18条 法第53条第1項の規定による届出は、認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書（第18号様式）により行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第19条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書（第19号様式）により行うものとする。

2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による法第54条第3項の書類の提出は、認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書（第20号様式）により行うものとする。

(特例認定の申請)

第20条 法第58条第2項において準用する法第44条第2項に規定する申請書は、特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書（第21号様式）によるものとする。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請)

第21条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項(法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、特定非営利活動促進法第63条第1項又は同条第2項の合併の認定を受けるための申請書(第22号様式)によるものとする。

(雑則)

第22条 法、条例、規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、日本工業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した書類については、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。